

兵庫県公報

令和5年7月11日 火曜日 第429号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（阪神北県民局）	4
公 告	
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	4
○ 令和6年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（農業改良課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 落札者等の公示（物品管理課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	11
○ 同 上（中播磨県民センター）	11

告 示

兵庫県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
大塚土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	大塚地区	令和5年6月19日

兵庫県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
東播磨水土地改良区	令和5年5月10日

兵庫県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
蛸草土地改良区	令和5年4月18日

兵庫県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 多可郡多可町中区鍛冶屋字寺所765の10、765の11（次の図に示す部分に限る。）、765の14、788の2、788の3、792
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字寺所765の10（次の図に示す部分に限る。）、765の11、765の14、788の2、788の3、792
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 多可郡多可町加美区鳥羽字虫葉772の26
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字虫葉772の26（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年7月11日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年7月11日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三川下岡線	美方郡香美町香住区三川字大梶524番2から	旧	4.0から 21.0まで	158.0	
	同郡同町香住区三川字池井口553番1まで	新	5.0から 34.0まで	158.0	



兵庫県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年7月11日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年7月11日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三尾浜坂線	美方郡新温泉町田井字松尾9番から	旧	7.0から 9.0まで	73.0	
	同郡同町田井字松尾6番1まで	新	7.0から 12.0まで	73.0	



兵庫県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年7月11日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 有瀬大蔵線	明石市西朝霧丘14番28から 同市東野町1872番6まで	旧	11.0から 25.0まで	93.0	
		新	11.0から 29.0まで	93.0	一部 予定地



兵庫県告示第747号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年7月11日

河川管理者

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

1 保管した工作物等

整理 番号	保管した工作物等の 名称又は種類 (形状又は特徴等)	保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	備考
			保管を始めた年月日時	
1	倉庫部材等一式 (波板及び鉄骨)	宝塚市美座2丁目51番	令和5年6月5日9時	
			同 月8日17時	

2 当該工作物等の保管の場所

宝塚市安倉西1丁目268番3

3 保管した工作物等の返還の手続

保管した工作物等の所有権の権原を有することを証する書面を、阪神北県民局宝塚土木事務所に提出し、返還を受けること。

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県三田市須磨田字下須磨田1123番	田	2,034
兵庫県三田市須磨田字下須磨田1159番	田	1,698

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年9月25日	5年	106,362円

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限
令和5年7月25日
- (2) 提出先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課
- (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項



令和6年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、令和6年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

なお、不測の事態により日程を延期する場合がある。

令和5年7月11日

兵庫県立農業大学校長 小舟博文

- 1 募集人員、募集方法等
 - (1) 募集人員 40名
 - (2) 募集方法
 - ア 推薦入学試験
 - イ 一般入学試験（前期又は後期）
 - (3) 課程
出願時に次のア又はイのいずれかを選択する。
 - ア 農産園芸課程
 - イ 畜産課程
- 2 教育期間
2箇年（全寮制）
- 3 入学試験
 - (1) 推薦入学試験
 - ア 試験日時
令和5年10月24日（火）午前9時30分から
 - イ 試験場所
加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校
 - ウ 試験科目
 - (7) 筆記試験（国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学Ⅰ及び数学A並びに農業の基礎的知識）

- (イ) 面接試験
- エ 受験資格
- 次の条件を全て満たす者
- (7) 令和6年4月1日現在満25歳未満の者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- (イ) 人物、学業成績ともに優秀で、次の条件を全て満たし、当該受験者の高等学校長（以下「高等学校長」という。）が責任を持って推薦できる者であること。
- a 本県農業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後、農村地域の担い手又は地域農業振興等の指導者を目指す者
- b 本校を専願する者
- c 学業成績は、調査書の評価平均で3.3以上であり、人物及び健康に優れている者
- d 部活動（農業等クラブを含む。）等で積極的に活動をしている者
- オ 受験手続
- (7) 募集要項の請求
- 封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、210円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。
- (イ) 提出書類
- 次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。
- なお、入学考査料は、郵送による場合は令和5年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。
- a 入学願書
- b 受験票
- 氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。
- c 受験票送付用封筒
- 定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。
- d 履歴書・身上書
- 本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。
- e 調査書
- 高等学校長が作成し、厳封したものであること。
- f 添付書類
- 高等学校長の推薦書
- (7) 提出期間
- 令和5年10月2日（月）から同月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和5年10月17日（火）必着とする。
- (イ) 提出先
- 〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課
- カ 合格発表
- 令和5年10月25日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。
- キ 受験についての問合せ先
- 兵庫県立農業大学校 教務課
- 電話（0790）47-1551
- (2) 一般入学試験（前期）
- ア 試験日時
- 令和5年11月28日（火）午前10時から
- イ 試験場所

加西市常吉町1256—4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

a 国語総合（古文及び漢文を除く。）

b 数学Ⅰ及び数学A

(4) 面接試験

エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、令和6年4月1日現在満25歳未満の者で、次のいずれかに該当する者であること。

(7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者

(4) 兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、210円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校あてに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和5年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

令和5年10月23日（月）から同年11月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和5年11月17日（金）必着とする。

(2) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256—4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和5年11月29日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

(3) 一般入学試験（後期）

ア 試験日時

令和6年3月7日（木）午前10時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256—4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

- a 国語総合（古文及び漢文を除く。）
- b 数学Ⅰ及び数学A

(8) 面接試験

エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、令和6年4月1日現在満25歳未満の者で、次のいずれかに該当する者であること。

- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- (8) 兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、210円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校あてに申し込むこと。

(8) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和6年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(9) 提出期間

令和6年2月13日（火）から同月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和6年2月22日（木）必着とする。

(10) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和6年3月8日（金）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課
電話（0790）47-1551

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対

し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Tecc LIFE SELECT 尼崎店

所在地 尼崎市次屋三丁目13番18号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
-------------	-----------------	-------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

名称 イオン尼崎店

イ 変更後

名称 Tecc LIFE SELECT 尼崎店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
-------------	-----------------	-------

株式会社ジェクト三信	奈良県橿原市一町665番地	東 博史
------------	---------------	------

株式会社シーネット	大阪府吹田市豊津町1番30号	長谷川 昇平
-----------	----------------	--------

外17者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
-------------	-----------------	-------

株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	上野 善紀
------------	--------------	-------

4 変更年月日

令和5年3月17日 ほか

5 届出年月日

令和5年6月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年7月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年11月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパービバホーム伊丹店
 所在地 伊丹市鴻池一丁目304番2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 梅田圭
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
 - ア 変更前
 所在地 伊丹市鴻池一丁目304番2 ほか
 - イ 変更後
 所在地 伊丹市鴻池一丁目304番2
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ビバホーム さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 坂本晴彦
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 アークランズ株式会社 新潟県三条市上須頃445番地 坂本晴彦
- 4 変更年月日
 令和4年9月1日 ほか
- 5 届出年月日
 令和5年6月12日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和5年7月11日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和5年11月13日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
 令和5年7月11日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 県立特別支援学校大型スクールバス（路線型スロープなし）3台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
 令和5年6月16日
- 4 落札者の名称及び住所
 いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店 神戸市東灘区向洋町西4丁目4番
- 5 落札金額

80,850,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年5月9日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和5年7月11日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立特別支援学校中型スクールバス（観光型）9台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月16日
- 4 落札者の名称及び住所
いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店 神戸市東灘区向洋町西4丁目4番
- 5 落札金額
163,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年5月9日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市鳥町字ユウベ607番2、607番137、608番2
同 市鳥町字大二649番1、650番1、651番1、652番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市鳥町607番地の3
東亜重工株式会社 代表取締役 仲嶋尚真
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年5月29日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-21-2号（4三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和5年7月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市宮前町2番14
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂市山手町12番地7

秋川陽一

3 許可年月日及び許可番号

令和5年4月21日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-1号(5赤穂)